



聖園女学院高等学校・中学校 教育環境充実支援について

聖園女学院高等学校・中学校
校長 ミカエル・カルマノ

本校は、1946 年に藤沢市みその台の地に旧制「聖園女学院高等女学校」として開校しました。その後 1948 年、学制改革で「聖園女学院高等学校」に名称変更すると同時に、「聖園女学院中学校」が併設されました。以来カトリック学校として、キリスト教世界観に基づき、生徒が人間としての生き方を学び、一人一人が自分の使命を自覚して成長することを目標とした教育体制を続けています。

1976 年には中高 6 年一貫の学校体制が完成しました。ミサ、クリスマスの集い、奉仕活動等の行事や日々の活動を通して、イエス・キリストが教えた道を学び、「信念、精励、温順」を身につけ思いやりの心を育むことで神と人々に喜ばれる人間を目標に様々な教育活動を行ってまいりました。

その後本校は、2015 年に創立 70 周年をむかえ、翌 2016 年には学校法人南山学園と合併し、「人間の尊厳のために」を学校法人としての統一の教育モットーの下、幼稚園から大学院までを擁するカトリック総合学園の一員となりました。

また、本校では 2019 年度から生徒の目標を「踏み出す人に」と定めることとし、そのために身に付けてもらいたい力を「見つける力」、「磨く力」そして「認め合う力」の 3 つとしました。生徒それぞれが、自分に与えられた使命を見つけ、さらなる高みを目指して自分を磨き、人間の尊厳を尊重してありのままを認め合うというものです。

これまで以上に魅力溢れる豊かな教育環境と伝統ある聖園教育を守っていくには今後施設の整備、充実を含めた将来構想を策定し、社会から求められる様々な改革に取り組まなければなりません。こうしたことを一つ一つ実現していくためには多くの資金が必要となってまいります。

つきましては、未来の聖園生へのご支援をいただきたく、「教育環境充実支援」をお願いすることとなりました。何卒、皆さま方のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本校では創立以来、女子中高一貫校として続け、2019 年度末までに 7,500 名ほどの卒業生を送り出しまいりました。これまでの歴史は、卒業生、そのご家族、地域の方々、各分野の皆さまのご支援やご理解ご協力の賜物であると、心より感謝申し上げます。今後とも教職員一丸となって神と人々に喜ばれる女性の育成に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

2021 年 4 月

募 金 概 要

目的： 聖園女学院高等学校・中学校における校内整備、学校生活改善に対する支援等教育環境整備

本校では、2021年度以降、中・長期的事業として以下の事業を計画しております。

- ・GIGAスクール構想に対応したICT教育環境設備整備
- ・校舎を始めとする施設および設備の老朽化に伴う更新工事（マリアホール外壁工事、変電器更新工事、高校棟トイレ改修工事）
- ・災害対応を目的とした設備更新工事（非常用放送設備更新工事、煙感知器改修工事、防災対策工事）

寄附金額： 1口10,000円、1口未満のご寄附もありがとうございます。

募集対象： 法人・企業のみなさま、個人のみなさま

(卒業生、在校生保護者、趣旨に賛同いただける一般の篤志家のみなさま、教職員)

募集期間： いつでもお受けいたします。

送金方法：

- ① 寄附申込書(同封のものまたは本校ホームページからダウンロードしたもの)に必要事項をご記入、ご捺印のうえで本校までご返送ください。
- ② 同時に指定の口座にお振込みをお願いします。(振込手数料は、寄附者様ご負担でお願いします。)

寄附申込書が到着し、ご入金が確認できましたら、お礼状や税控除関係書類をお送りさせていただきます。なお、ご不明な点がありましたら、お電話、FAX、あるいはEmailで下記までご連絡ください。

(問い合わせ先)

〒251-0873

神奈川県藤沢市みその台1-4

聖園女学院高等学校・中学校 事務室

電話：0466-81-3333

FAX：0466-81-4025

Email：kifu-misono@nanzan.ac.jp

本校への寄附金は、税制上の優遇措置(税控除)が受けられます。

(1) 寄附者様が個人の場合

下記、税額控除制度と所得控除制度のうちどちらか有利な方を選択することができます。

①税額控除

※控除対象額は所得税額の25%が、寄附金総額は年間総所得の40%が上限となります。

その年(1月1日から12月31日)の寄附金総額 から2,000円を差し引いた額の40%相当額が、 その年の所得税額から直接控除されます。	寄附金税額控除額 $= (\text{税額控除対象寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 40\%$
--	---

②所得控除

※寄附金総額は年間総所得の40%が上限となります。

その年(1月1日から12月31日)の寄附金総額 から2,000円を差し引いた額が、その年の課税 所得から控除されます。	寄附金税額控除額 $= \text{税額控除対象寄附金額} - 2,000\text{円}$
---	---

上記いずれの制度を利用する場合も、控除手続きを確定申告(寄附をされた翌年の2月中旬から3月中旬)で行っていただくことになります。詳細は税務署へお問合せください。

控除手続きに必要な書類は、寄附金の入金が確認され次第お送りします。

※「学校の入学に関する寄附金」¹に該当する場合は、上記の優遇措置を受けることができません。

※各地方団体の条例により道府県民税または市町村民税の控除を受けることができる場合があります。
詳細はお住まいの役所へお問合せください。

(2) 寄附者様が法人の場合

下記、どちらか損金算入が有利な方を選択することができます。

① 受配者指定寄附金

日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄附者が指定した学校法人へ寄附していただく制度です。寄附金の全額が損金算入できます。

② 特定公益増進法人に対する寄附金

学校法人南山学園は「特定公益増進法人」に該当しますので、一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で損金算入が認められます。

特別損金算入限度額
 $= (\text{資本金等の額} \times 0.375\%) + (\text{その年の所得の金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

¹ 受験生および新入生(聖園女学院高等学校・中学校以外に、南山学園が設置する大学および高等学校・中学校、小学校、幼稚園の新入生を含む)またはその保護者により、入学願書受付の開始から入学年の12月末日までに賜ります寄附

寄附申込書

学校法人南山学園聖園女学院高等学校・中学校の教育環境の充実に充てるための寄附を下記の通り申し込みます。

年 月 日

学校法人 南山学園

理事長 市瀬 英昭殿

記

フリガナ

寄附申込者お名前

(印)

(法人の場合は、法人名・代表者名をお書きください)

寄附申込者ご住所

〒

寄附申込者電話番号

寄附金額

金

円

振込予定期日

年 月 日

銀行口座名

横浜銀行 藤沢中央支店 普通預金 0006514

学校法人南山学園 聖園女学院高等・中学校

※当該寄附により、寄附によって設けられた設備の専属的な利用やその他特別な利益を受けることはありません。

※受験生および新入生(聖園女学院高等学校・中学校以外に、南山学園が設置する大学および高等学校・中学校、小学校、幼稚園の新入生を含む)またはそのご保護者により、入学願書受付の開始から入学年の12月末日までに賜ります寄附は、税法上「学校の入学に関する寄附金」とみなされ、税控除の対象となりませんので何卒ご了承ください。

※当該寄附が出資目的の寄附である場合、特定公益増進法人に対する寄付金控除等の税制上の措置の対象外となります。この事例に該当する場合は下記の項目にチェック☑を入れてください。出資目的とは「金銭等の財産を提供して株式や出資持分を取得する行為全般」を指すものです。

この寄附は南山学園への出資を目的とした寄附である。

※お預かりした個人情報は、寄附に関わる手続き以外には使用いたしません。ただし、南山学園に対する個人の寄附は所得控除や税額控除の対象といった税制上の優遇措置が講じられています。これにより、お預かりした個人情報を文部科学省や地方自治体に提供する場合があります。また、当法人の①役員、②役員と親族関係を有する方、③役員と特殊関係にある方からの寄附の情報は、条件によって閲覧に供する場合があります。

送付先 〒251-0873 神奈川県藤沢市みその台1-4 聖園女学院高等学校・中学校 事務室

以上